

岐阜市立藍川東中学校部活動指針

1 部活動の目標

- (1) 自らの興味、関心に基づく活動の中で個性を伸ばすとともに体力や技能の向上を図り生活を豊かにしていく態度を身に付ける。
- (2) 集団的な活動の中で、自己の役割・責任を自覚し、共に計画し活動することを通して、自主性・協調性・責任感・連帯感、成就感を身に付ける。
- (3) 活動を通して、教職員と生徒、学年を越えた生徒同士のふれあいを深める。

2 指導者

- (1) 顧問
 - ① 本校職員がいずれかの部を担当し、指導にあたる。
 - ② 原則として、顧問は複数制とし、うち1名を代表顧問とする。
- (2) 社会人指導者
 - ① 公費予算に応じて校長の人選によって岐阜市教育委員会が任命した者は、顧問に準じた指導を行うことができる。
 - ② 各部の保護者会によって人選され、校長が承認した者は、顧問に準じた指導を行うことができる。

3 運営組織

各部の円滑な活動と、一貫した指導ができるように次の会を設ける。

- (1) 部活動顧問会
部活動指導主任と各部の代表顧問で構成し、活動上の諸問題について協議する。なお、会は不定期とし、必要に応じて開催する。
- (2) 生徒部長会
各部の代表生徒で構成し、必要に応じて各部の問題等について協議する。
- (3) 部活動保護者会
藍川東中学校生徒の保護者で構成し、別に定める会則により運営する。

4 部の設置と構成

- (1) 部の設置
以下の部活動を設置する。
 - (A) 男女別の部
サッカー、男子ソフトテニス、男子バスケットボール、女子バスケットボール
女子バレーボール
 - (B) 男女合同の部
卓球、剣道、陸上、美術、音楽（平成30年度募集停止）
- (2) 部の新設
新設の部の希望がある場合は、職員会議及び部活動顧問者会でその新設を検討する。
- (3) 部の休部、廃部
以下の①～③いずれかに該当した部は次年度の募集を停止する。
 - ① 2年続けて新入部員が男女別の部（A）は3人以下、男女合同の部（B）は男女合わせて6人以下の場合。
 - ② 3年生が引退した時点で、1・2年生の合計が男女別の部（A）は6人以下、男女合同の部（B）は男女合わせて12人以下の場合。
 - ③ 1年生の部員が0人の場合。
- (4) 全員加入の原則
部活動は「1 目標」に示すように大きな教育的意義があることから、全員加入を原則とする。ただし、学校外のスポーツ・文化活動で部活動の代わりとなる活動に目標をもって参加している生徒は、学校の部活動に加入しなくてもよいものとする。この場合、「学校外活動許可願」を提出する。

(5) 入部

本人、保護者連署による入部届を指定された期日までに提出する。なお、1年生については、部活動説明、部活動見学、仮入部を経て入部手続きを行い、3年間一つの部で活動することを原則とした指導をする。

(6) 転部

やむをえない事情で転部を希望する場合は、部活動顧問、学級担任、保護者との十分な相談のうえ転部を決定し、本人、保護者連署による転部届を提出する。

5 部活動の活動基準

(1) 平日

- ① 原則として、火曜日から金曜日までの朝と放課後（木曜日の放課後を除く）に活動をする。
- ② 全職員に関する会議（職員会、学年会、全校研究会、校外研修等）の場合は、活動を行わない。
- ③ 平日の部活動の最終下校時間は以下のようにする。

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:30	18:00			17:30	17:15	16:45	16:30	16:45	17:00	17:15

ただし、特別に延長する場合は、校長に申し出て許可をとる。なお、その旨を保護者に通知する。

- ④ 朝練習は、7時30分から8時までとする。

(2) 土曜日、日曜日、祝祭日

- ① 土曜日、日曜日、祝祭日の活動は、毎月の活動計画に基づいて実施する。
- ② 原則として第三日曜日（家庭の日）は活動を休止するとともに、土、日曜日のいずれかを休止日とする。ただし、公式試合や大会がある場合は、休日を入れ替えてその確保に努める。
- ③ 活動時間は3時間以内とする。
- ④ 土曜日の教育活動（土曜授業）がある日は、原則として活動しない。

(3) 長期休業日

- ① 長期休業中の活動は、別に定める各休業中の活動計画による。
- ② 夏期休業中については、東海大会や全国大会への参加とそれに向けた練習を除き、8月4日から8月19日は休止日とする。

6 活動の基準

- (1) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科、学校行事、学級活動、生徒会活動などと重なる場合はそれを優先するように計画する。
- (2) 定期テスト一週間前より活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などの期間中およびその前については、学校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。
- (3) 顧問が不在の場合は、原則として活動しないものとする。ただし、代わりの指導者もしくは本校教職員がいる場合はその限りではない。
- (4) 顧問は、活動にあたって年間月間計画を作成するとともに、生徒の健康、安全の管理に充分配慮する。
- (5) 部活動中に怪我、病気等が発生した場合には、適切な処置を講ずる。

7 部活動の運営

- (1) 部の運営に関する費用は自己負担を原則とする。
- (2) 部員は、部の運営費として各所属する部に月1,000円（年間12,000円）を上限として部費を納入するものとする。ただし、3年生は1学期分（1,000円×4ヶ月）とする。なお、集金業務は各部毎に保護者代表が行う。
- (3) 部費以外に必要な経費は、各部毎に徴収することができる。
- (4) 部活動の運営費に係る経理は各部の保護者代表が行い、毎年度末に各部保護者会に会計報告を行う。
- (5) 顧問は経理に関する実務を行わない。